

一般社団法人三重県山岳・スポーツクライミング連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県山岳・スポーツクライミング連盟と称する。

英文では、Mie Mountaineering & Sport Climbing Association と表示し、MMSCA と略称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

(組織)

第3条 この法人は、三重県内の登山団体、スポーツクライミング団体と競技者で、本連盟の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て加盟した団体および個人で構成する。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、三重県下の山岳会を統括する団体として、加盟団体相互の連携をはかり、登山技術の研究研鑽に努めて、安全で環境に配慮した登山文化の健全な発展、山岳スポーツの普及振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山岳および登山に関する知識と技術の研究および、その普及
- (2) スポーツクライミングおよび山岳競技(山岳スポーツ)に関する競技力向上および、その普及
- (3) 登山及山岳スポーツに関する大会及び講習会等の開催
- (4) 加盟団体の向上発展に資する共同作業
- (5) 山岳遭難及びスポーツクライミング若しくは山岳スポーツにおける事故の予防、対策、研究、指導とそれに対応する事業受託
- (6) 山岳の自然保護及び自然愛護活動の推進
- (7) 国内外登山の調査研究、登山隊派遣に関する事業
- (8) 刊行物、書籍等の発行及び情報提供
- (9) 関係諸団体、諸機関との連携
- (10) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した登山及び山岳スポーツ団体

- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人会員
 - (3) 賛助会員 この法人を賛助するために入会した個人又は団体
2. 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

(会員の資格取得)

第7条 会員として入会をしようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(会費等)

第8条 会員は、入会金及び会費として別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するに至った場合には総会の決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条

- (1) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (2) 会員である団体が解散したとき。
 - (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 除名されたとき。
2. 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
3. 会員が、資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 入会基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員除名
- (3) 各事業年度の事業報告及び収支決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 理事及び監事の選任又は解任
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事及び監事の報酬等の額
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会を毎事業年度終了後3か月以内に開催する他、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総正会員の3分の1以上の議決権を有する正会員は、社員総会の目的である事項及び招集理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長に事故等による支障があるときには、その社員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

2. 前項の規定にかかわらず次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 法人の解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 社員総会に出席できない正会員は、事前に通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権を委任することができる。

4. 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権に算入する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席者の中から選出した議事録署名人2名以上により、記名押印を行う。

第5章 役員

第21条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上

(2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事、4名以内を常務理事とする。尚、副会長は、専務理事を兼務することができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事、常務理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4. 専務理事は、この法人の運営を統括する。

5. 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を分担・執行する。

6. 理事は、この法人の運営に当たるほか、理事会の決議が必要な事項を審議決定する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期に満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、この定款で定める定数を足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任する後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、支給することができる。

2. 理事及び監事については、その職務を行うために要する費用について、費用弁償として別に定める基準に従って支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会はこの定款に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行監督
- (4) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解任
- (5) 規定、規則の制定、変更及び廃止
- (6) 重要な契約の締結、解除及び変更
- (7) その他理事会が必要と認める事項

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときには、各理事が当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細
- (3) 貸借対照表、損益計算書及び付属明細

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第3号の書類については承認を受けなければならない。

3. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び法人の解散

(定款の変更)

第37条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第40条 この法人は、その事業推進のために必要あるときは、理事会の決議により専門部及び委員会を設置することができる。

2. 専門部の部長及び委員会の委員長は、理事会において選任する。

3. 専門部及び委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、必要に応じて理事会の決議による。

第10章 事務局

(設置等)

- 第41条** この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 事務局には、事務局長及び必要に応じて事務局員を置くことができる。
 - 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 前項以外の職員は、事務局長の推薦を経て会長が任免する。
 - 事務局の組織運営等、必要な事項は理事会の決議による。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第42条** この法人の公告の方法は官報に掲載することによる。

第12章 附則

- 第43条** この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

- 第44条** この法人の最初の事業年度は、この法人が成立の日から令和6年3月31日までとする。

- 第45条** この法人の設立時社員は、次のとおりとする。

設立時社員 加藤正之 三重県三重郡菟野町大字千草 6450 番地 23
設立時社員 草川 明 三重県津市観音寺町 604 番地 38

- 第46条** この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 加藤正之 草川 明 萩 真生 松尾浩志 西 和典 橋川 亨
戸田大輔 鈴木勝利
設立時代表理事 加藤正之
設立時監事 水谷 潔 亀井正明

以上、一般社団法人三重県山岳・スポーツクライミング連盟設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年6月5日

設立時社員 加藤正之

設立時社員 草川 明